

オプションメニューお申し込み前にご確認ください「ECOんちゅプラン」をご希望のお客さまへ

本票に電気需給契約に関する重要事項を記載しております。その他の事項については、特定小売供給約款および要綱の定めるところによります。

特定小売供給約款または要綱の詳細な内容は、当社ホームページでご確認いただけます。[\(https://www.okiden.co.jp/common/clause/\)](https://www.okiden.co.jp/common/clause/)

ご不明な点がございましたら、当社コールセンターへお問い合わせください。

**【留意事項】（特にご注意いただきたい事項）**

1. 当社が指定する契約種別の別途定める要綱の適用を受けているお客さまが、当社が提供する電気を再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。メニューの詳細については、次頁【ECOんちゅプランA・Bの概要】をご参照ください。
2. 電気需給契約の内容について、原則として、電子メールの送信等の電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。
3. 要綱を変更する場合は変更内容のみを、需給契約を契約期間満了後も同一条件で継続する場合は継続される契約期間のみを、それぞれ原則として、電子メールの送信等の電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。
4. 適用期間については、成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とする場合があります。）から需給契約の消滅日までといたします。
5. 廃止を希望する場合について、あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。当社は当該申し出に応じてこの適用を終了いたします。ただし、需給契約が継続している場合のこのメニューの廃止日は、申し出直後の検針日（需給契約と同時に廃止を希望される場合は需給契約の廃止日）といたします。
6. 当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、変更前の需給契約の最終検針日にこの契約は消滅するものといたします。

【ECOんちゅプランについて】※¹

当社の電気をご使用のお客さまが、オプションとしてECOんちゅプランへご加入いただくことにより、ご家庭でご使用される電気について、実質的に再生可能エネルギー100%のCO2フリーな電気※²としてご使用いただくことができます。

※¹ プランによって加入条件が異なります。詳細は次頁【ECOんちゅプランA・Bの概要】をご参照ください。（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

※² 再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の使用による。

【料金単価】

各月の料金は、電気料金メニューに、(1) によって算定された金額（以下「ECOんちゅプラン料金」といいます。）を加えたものといたします。

(1) ECOんちゅプラン料金

1 月につき次によって算定された金額といたします。

ECOんちゅプラン料金 = (2)ECOんちゅプラン対象電力量 × (3)ECOんちゅプラン料金単価

(2) ECOんちゅプラン対象電力量

当社が指定する契約種別の電気料金メニューのその 1 月の使用電力量といたします。

(3) ECOんちゅプラン料金単価

料金単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき

1 円65銭

(主契約)

電気料金

(基本（最低）料金、電力量料金、
燃料費等調整額)

(オプション)

ECOんちゅプラン料金 (CO2フリー額) ※3

ECOんちゅプラン単価
1.65円/kWh × 電気のご使用量

再生可能エネルギー
発電促進賦課金

ご請求金額

=

+

+

※3 ECOんちゅプラン料金は、お客さまの料金明細書等では「CO2フリー額」と記載いたします

【ECOんちゅプラン A・B の概要】

(1) ECOんちゅプラン A

環境価値に加えて、会員サイトmore-Eへご加入いただくことを条件※4として、電気料金に付与されるmore-Eポイントの付与率が3倍になるプランとなっております。

※4 会員サイトmore-Eに未登録の場合、ポイントが受け取れません。この機会にぜひご登録をご検討ください。 (<https://more-e.okiden.co.jp/>)



＜ご加入条件＞ 下記の電気料金メニューにて当社とご契約頂いていること。

グッドバリュープラン、プレミアムバリュープラン、従量電灯plus, Eeスマート、
Eeホームホリデー※5、 Eeホームフラット※5、 Eeらいふ※5、 時間帯別電灯※5、
深夜電力※5

(2) ECOんちゅプラン B

環境価値に加えて、お客さまの電気料金お支払額の 1 %※6を沖縄県内の環境保護団体へ寄付するプランとなっております。なお、寄付額については、当社HPにて適宜公表いたします。

＜ご加入条件＞ 下記の電気料金メニューにて当社とご契約頂いていること。

グッドバリュープラン、プレミアムバリュープラン、従量電灯plus, Eeスマート、
Eeホームホリデー※5、 Eeホームフラット※5、 Eeらいふ※5、 時間帯別電灯※5、
深夜電力※5、 Eeビジネス、 低圧電力α、 JAでんき（GVP）、 JAでんき（低圧電力）

※5 新規受付終了のメニュー

※6 消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額を除いた電気料金お支払額の1%

【電源構成および非化石証明書の使用】

- (1) 当社は、ECO んちゅプランの提供に先立ち、この要綱により供給する電気が、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギーによる電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (2) 当社は、この要綱により供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として当社ホームページに掲載することにより、毎年お客さまにお知らせいたします。

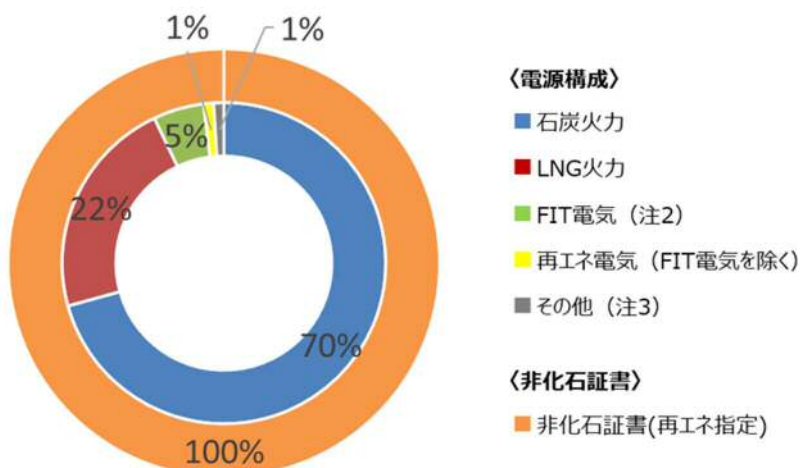


(<https://www.okiden.co.jp/individual/price-menu/econchu/index.html>)

ECO んちゅプランの電源構成・非化石証書の使用状況 ^(注1)

本メニューの電源構成は下記のとおりですが、これに非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気 100%の提供を実現しています。

2025年度計画値



(注1) 経済産業省資源エネルギー庁の制定する「電力の小売営業に関する指針」に基づき、算定・公表しています。

四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。

(注2) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆さまから集めた賦課金により賄われています。

(注3) 「その他」には、廃棄物および他社から調達している電気の一部で電源区分が特定できないものを含みます。

【電気需給契約に関する重要事項】

1. 要綱の変更

- (1) 当社は、法令もしくは他の要綱等の変更その他の事情により、この要綱を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率にもとづきこの要綱を変更いたします。
- (2) 前項の場合、変更後のこの要綱は、変更前からこの要綱の適用を受けているお客さまに対しても、変更の日をもって適用するものといたします。
- (3) (1)の場合、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行なうことを、あらかじめ承諾いただきます。
 - イ 供給条件および契約締結前の書面は、変更となる事項のみを、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法（以下「電磁的方法」といいます。）その他当社が適切と認める方法によりお客さまにお知らせすることがあります。
 - ロ 契約締結後の書面は、当社の名称および住所、契約年月日、変更となる事項および供給地点特定番号のみを記載し、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (4) 当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合、(3)に関わらず、契約締結前後の書面交付を行なうことなく、当該変更となる事項の概要のみを、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

2. 契約の成立および契約期間

- (1) この要綱による契約（以下「この契約」といいます。）は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) この契約の適用期間は、当該契約の成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とすることがあります。また、需給契約と同時に適用を希望される場合は需給契約の開始の日といたします。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いこの契約の適用期間も延長するものといたします。
- (3) お客さまは、この契約の適用に伴う需給契約の変更に際して、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、原則として、1（要綱の変更）(3)および(4)に定める方法により行うことをあらかじめ承諾していただきます。
- (4) お客さまがこの契約を廃止することを希望する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただくこととし、当社は、当該申し出に応じてこの適用を終了いたします。ただし、需給契約が継続している場合のこの契約の廃止日は、申し出直後の検針日（需給契約と同時に廃止を希望される場合は需給契約の廃止日）といたします。

3. 需給契約の申込み

お客さまが電気の需給契約を新たに、または契約種別変更をご希望される場合は、あらかじめ要綱および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、原則、当社ホームページの各種お手続きにて申込みをしていただきます。[\(https://ryoukin-web.okiden.co.jp/uketuke/\)](https://ryoukin-web.okiden.co.jp/uketuke/)



4. 解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨と解約日をお客さまにお知らせいたします。
- イ 他の要綱等による需給契約が解約された場合
 - ロ お客さまがその他この要綱に反した場合
- (2) お客さまが、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、変更前の需給契約の最終検針日にこの契約は消滅するものといたします。

5. ECO んちゅプランの提供中止

- (1) 当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生によりこの契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) (1)の場合またはこの要綱の適用状況その他により、当社は、この要綱を終了することがあります。この場合には、適用期間中であっても、お客さまにお知らせのうえ、この契約を終了いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)によりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

お問い合わせ先

沖縄電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0276）

本店所在地：沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

【コールセンター】

電話番号：0120-586-391 IP電話：098-993-7777（有料）

お問い合わせ時間：月～金 8:30～17:00

（祝日、振替休日、慰霊の日、旧盆〈旧暦7/15〉、年末年始〈12/29～1/3〉を除く）

【ホームページ】

<https://www.okiden.co.jp>



（沖縄電力ホームページ）